

住民税均等割が課税されない所得水準（年収）の目安【佐久市（生活保護基準の3級地）における非課税限度額】

令和5年1月～12月の
任意の1か月収入（A）



年収換算
《（A）×12月》



家族構成例	非課税相当限度額 （給与収入額ベース）	非課税相当限度額 （所得ベース）
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下	38.0万円以下
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円以下	82.8万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円以下	110.8万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円以下	138.8万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円以下	166.8万円以下
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	204.3万円以下	135.0万円以下

※所得は、令和5年分の
年収換算から、給与所得
控除額・経費等を減額し
て算出

【判定例】

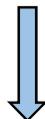
※いずれの場合も、予期しない事由により収入が減少したことを前提とします
※世帯員のうち、収入がある方全員について判定します

（例1）扶養家族がおらず、令和5年1月から12月までの任意の1か月の給与収入が7.7万円の方の場合

・年間収入見込額 = 7.7万円 × 12月 = 92.4万円 ≤ 93万円 ⇒ **支給対象に該当**

（例2）配偶者と扶養親族1名の計2名を扶養しており、令和5年1月から12月までの任意の1か月の事業収入が15万円の方の場合

・年間収入見込額 = 15万円 × 12月 = 180万円 ≥ 168万円 ⇒ **支給対象に非該当**



※収入による申立てで要件を満たさなかった場合、所得による申立てで判定することも可能

〈年間収入見込額〉 〈年間経費〉

・年間所得見込額 = 180万円 - 70万円 = 110万円 ≤ 110.8万円 ⇒ **支給対象に該当**

※事業収入の場合は、当該収入のために要した経費の12か月相当額で計算しますので、申請時には経費が分かる書類（帳簿等）を併せてご提出ください